

情報提供（2）資料

太陽光発電事業に係る
山梨県環境影響評価条例施行規則
の改正について

大気水質保全課

1. 山梨県環境影響評価条例施行規則の改正

○改正内容

【現在】

事業の種類	アセス必須	スクリーニング※
その他の宅地 造成の事業 (太陽光発電に適用)	30ha以上	15ha以上



【改正予定】

事業の種類	アセス必須	スクリーニング※
太陽電池発電所	18ha以上	9ha (ただし、森林地域※※は1ha) 以上

公布予定日：令和2年12月25日

施行予定日：令和3年5月1日

※スクリーニング：個別に環境影響アセスメントを行うかどうかを判定する事業

※※森林地域：国有林及び地域森林計画対象の民有林

2. 改正の背景とアセス条例規模引下げの必要性

背景

- 新聞報道によれば、太陽光発電事業に関し、様々な環境への影響が挙げられている（図表1）。
- 国は環境影響評価法施行令を改正し、アセス対象事業として太陽光発電事業を追加（令和2年4月施行）。

事業の種類	アセス必須	スクリーニング
太陽電池発電所	出力40,000kW以上	出力30,000kW以上



必要性

- 県内でも周辺住民は、森林の持つ涵養機能の低下、自然景観や生態系の破壊、パネルからの反射光による被害を指摘している。
- 本県の太陽光発電事業は、小規模なものが多く、FIT法認定済みの未稼働案件も約3,000件であるなど、今後小規模事業開発による著しい環境影響が懸念される。
- 令和2年11月、太陽光発電設備の適正化に関する山梨県議会議員連盟から、「環境アセスメントの対象には小規模施設も含めるべき」との政策提言が知事に提出された。



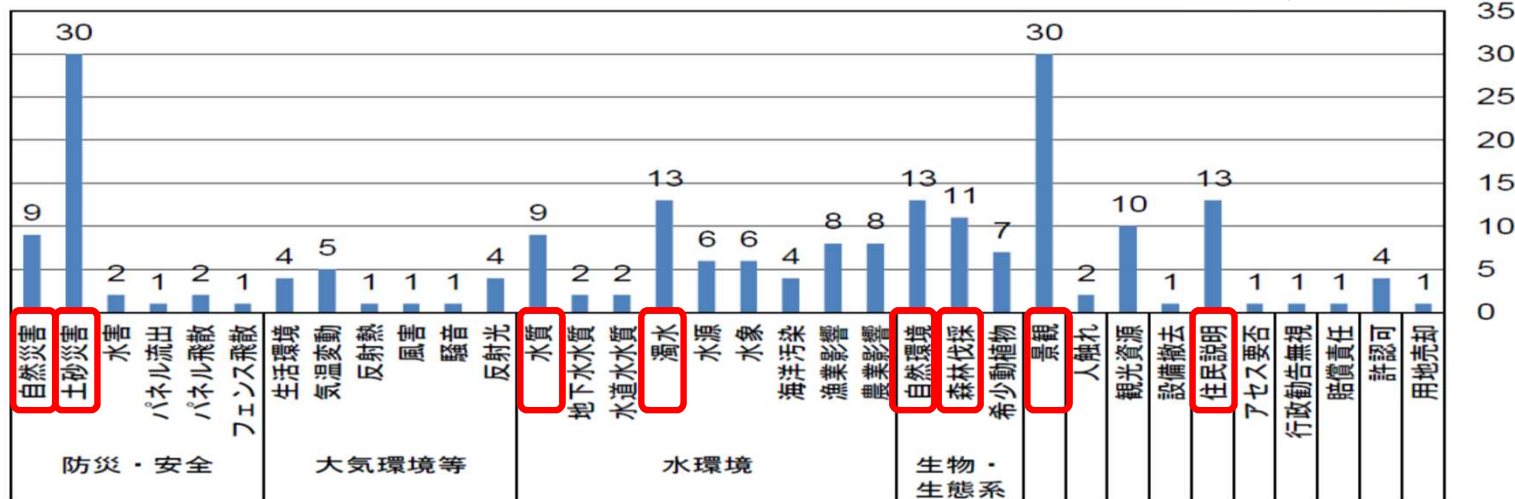
太陽光発電事業の規模要件の引下げを行う

3. 太陽光発電事業に係る全国の問題事例（報道による）

①土砂災害等の自然災害の発生 ②景観への影響 ③濁水の発生や水質への影響 ④森林伐採等の自然環境への影響 ⑤住民説明の不足 などが上位を占めている（図表1）。

図表1 報道状況からみた項目ごとの問題事例整理結果
（2016年1月1日～2018年7月11日の新聞報道より集計）

事例数：69



出典：太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」（2019年3月）を加筆

4. 規則改正の考え方

①法に太陽光発電事業が追加された。

- 条例の環境アセス対象に太陽光発電事業を追加する。

②平成9年の県環境審議会での「規模要件の設定に当たり、本県の独自性として恵まれた自然特性に配慮し、法のスクリーニングの規模に対して、概ね30～50%くらいまでを本県独自の対象事業（必ず環境影響評価を実施する事業）の基準として、規模設定していくことが妥当」とする旨の答申があった。

- アセス必須の規模は、現在、法のスクリーニングの40%としている。
- 法の太陽光発電事業のスクリーニング規模の40%は、12,000kWであり、面積は18haに相当。
- スクリーニング規模は、アセス必須規模の50%としており、9ha。

③全国の問題事例によると、環境上の問題が、土地利用では森林に、敷地面積では1ha以上に多くなっており（図表2,図表3）、森林地域の1ha以上で環境への影響が著しくなる場合が想定される。

一方、環境アセスメント制度は、その結果を関係法令の許可等に反映させるものとなっており、林地開発許可は森林保全の観点から1ha以上を対象としている。

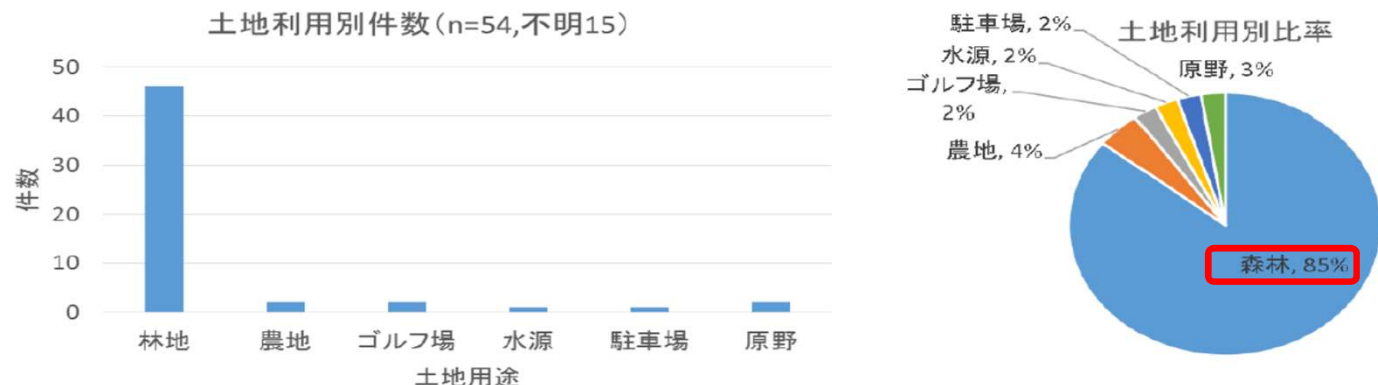
- スクリーニングにおいて、森林地域は1ha以上とする。

5. 太陽光発電事業に係る土地利用別、敷地面積別の全国の問題事例

土地利用別比率では、問題が発生した事例の85%を森林が占める(図表2)。

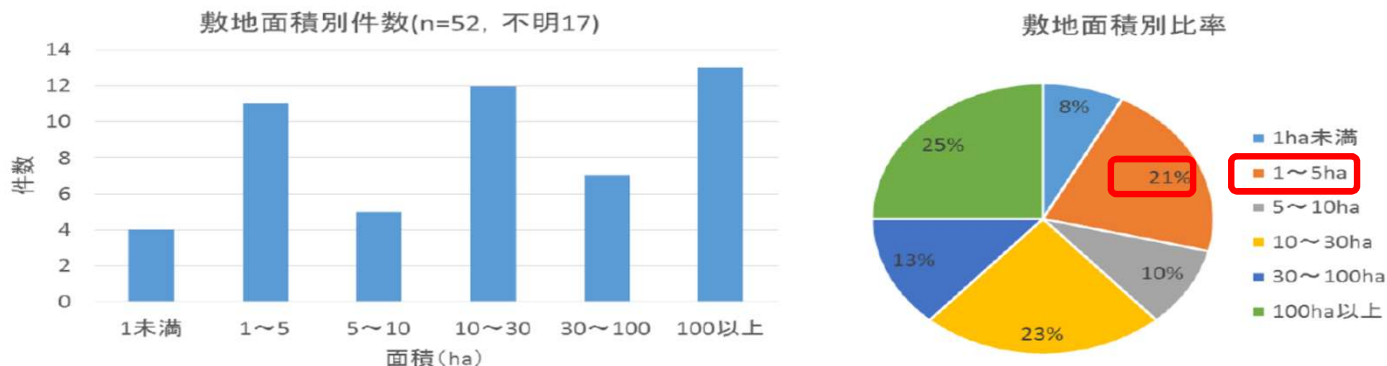
図表2 土地利用別の問題事例数集計結果

(平成28年1月1日～平成30年7月11日の新聞報道より集計)



図表3 敷地面積別の問題事例数集計結果

(平成28年1月1日～平成30年7月11日の新聞報道より集計)



敷地面積別比率では、1～5haが21%と1haを境に問題事例数が多い傾向(図表3)。

出典：太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会「太陽光発電の導入状況及びそれに伴う環境影響について」【第1回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会資料】(平成30年8月30日)を加筆